電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
［第二章　略］	［第二章　同上］
第三章　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）	第三章　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）
第三章の二　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）	
［第四章　略］	［第四章　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（端末設備の接続の検査）	（端末設備の接続の検査）
第三十二条　法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。	**第三十二条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　電気通信事業者が法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（利用者の端末設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃を行うことの禁止に関するもの及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第三項に規定するアクセス制御機能に係る同条第二項に規定する識別符号の設定に関するものを除く。）に適合していること（法第五十二条第一項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について、法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。	五　電気通信事業者が法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について、法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。
［六・七　略］	［六・七　同上］
［2　略］	［2　同上］
第三章の二　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会	［新設］
（認定の申請）	
第四十条の八の二　法第百十六条の二第三項の申請書は、様式第三十八の三の二によるものとする。	
2　法第百十六条の二第四項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。	
一　送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法を記載した書類	
二　送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類	
三　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類	
四　定款の謄本及び登記事項証明書	
五　役員の名簿及び履歴書	
六　その他参考となる事項を記載した書類	